

公文書管理委員会
第64回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第64回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：平成30年6月11日（月）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館5階 共用C会議室

1 開 会

2 行政文書の管理の在り方等について

- (1) 防衛省からのヒアリング
- (2) 財務省からのヒアリング
- (3) 総理指示について（報告）

3 参議院財政金融委員会からの意見の求めについて（報告）

4 閉 会

○宇賀委員長 本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第64回「公文書管理委員会」を開催いたします。

所要2時間程度を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

本日は、梶山大臣に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。

梶山大臣、よろしくお願いいたします。

○梶山大臣 皆さん、おはようございます。

宇賀委員長を初め、委員各位におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年度、皆様に熱心に御議論をいただきました各府省の行政文書管理規則、4月1日から施行をいたしました。スタートしておりますけれども、引き続きルールの徹底に努めてまいりたいと考えております。

一方で、本年に入ってから新たな公文書管理の不適正事案が発覚をしております。公文書への信頼、そして、行政全体への信頼が損なわれたことに関しまして、極めて重く受けとめているところであります。

このため、総理より6月5日の閣僚会議におきまして、再発防止に向けた取り組みを具体化するよう新たに指示をいただいているところであります。取り組みの早期の実施・実現に向けて、委員の皆様方のお知恵も拝借しつつ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、まず防衛省、そして、財務省より両省の事案についてヒアリングを行いたいと考えております。続きまして、総理指示の具体化について御議論をいただく予定となっております。

委員の皆様におかれましても、再発防止に向け、とるべき方策の策定に向けて、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宇賀委員長 梶山大臣、どうもありがとうございました。

また、本日は田中副大臣、長坂政務官にも御出席をいただいております。

それでは、議事に入ります。報道のカメラの方々は、御退出をお願いいたします。

(報道カメラ退室)

○宇賀委員長 それでは、議事を進めます。本日は、防衛省及び財務省からのヒアリングを行うこととしております。まず、ヒアリング全体の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○畠山課長 おはようございます。本年度初めてということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今般、調査報告がまとめられました防衛省のいわゆる「日報」の管理の問題、それから、

財務省の森友問題に係る決裁文書の改ざんの問題につきまして、この2つの問題につきましては、さまざまな問題がこの報告書の中でも取り上げられてございますけれども、本日は特に公文書管理という観点から、事案の概要、問題点、再発防止の取り組みを聴取したいと思っております。

入れかえ制でございまして、まず最初に防衛省から、それから、財務省からという形でございます。ヒアリングの結果、認識された課題につきまして、先ほど大臣からも御発言がありましたけれども、今後公文書管理の適正を確保するために必要な見直しに役立ててまいりたいということでございます。

御専門の立場、大所高所からの積極的な御質問、御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

(防衛省入室)

○宇賀委員長 それでは、議題1(1)、防衛省から今般の事案についてヒアリングを行いたいと存じます。

まず、防衛省から、イラク復興特措法に基づき派遣された自衛隊の部隊が作成したいわゆる「日報」等に関し、不適切な公文書管理が行われた事案につきまして、事案の概要及び再発防止策について、特に公文書管理の観点から簡潔に説明をお願いいたします。

○防衛省 防衛省官房長の高橋でございます。

まず、お手元の資料「『イラク日報』に関する調査チーム報告書」ということから御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど御紹介がありましたように、まず防衛省自衛隊でございますが、昨年の南スーダンPKO日報問題を踏まえまして、再発防止策、7月28日にこれを出したところでございまして、国際活動に関する日報は、定時報告を統合幕僚監部において一元的に管理するという再発防止策の一環の作業が行われてございました。その作業の過程の中でございますが、南スーダンではなく、イラクの日報につきまして、国会におきまして、これまで確認したが見つかることができなかつたという稲田防衛大臣の答弁でございますとか、情報公開請求に対応する過程の中で、不適切な対応があったということが明らかになったことでございますので、その概要を含めて再発防止策を御説明申し上げたいと思っております。

まず、調査チームの報告書というところでございますが、第1ページ目に概要が出てございます。これにつきましては、大野防衛大臣政務官を長とする調査チーム報告書ということで、これを5月23日に発表させていただきました。

事案の概要でございますが、まず1ページに記述がございます。この大野調査チームでございますが、陸上自衛隊研究本部におきまして、イラクの日報が、昨年の3月27日に発見されていたにもかかわらず、当時の稲田防衛大臣に対して報告が上がっていなかつたこと、情報公開請求において適切な対応ができなかつたということの事実関係を調査してま

いました。

その事実関係の評価というところでございますが、お手元の資料の11ページでございますので、それを中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、研究本部の教訓課、これが対応の原課でございましたが、南スーダンPKOの日報問題に関して、特別防衛監察が行われてございましたが、その過程の中で、イラクの日報が昨年3月27日に確認されたところでございます。当時の稲田防衛大臣から、イラクの日報がないのかということで、再探索指示がございましたが、この再探索の指示が必ずしも各組織、機関に徹底していなかったこと、あるいは、その当時別途ございました情報公開請求に対して十分に探索が行われなかったことなど、さまざまな適切な事務処理が行われなかったことがございましたので、今回のイラクの日報の存在が報告されなかったということが問題でございました。

公文書管理上の問題点というところでございますが、実は研究本部には、イラクの日報は「教訓業務各種資料」との名称で、行政文書ファイル管理簿に登録されておりまして、それが外づけハードディスクにございました。それは7ページの注19というところに記載してございますが、120万件の電子ファイルが一貫して教訓業務各種資料ということで、イラクの日報につきまして探索できない、非常に不明確な名称になってございましたので、行政文書の管理ということでは、適切性を欠いていたと考えてございます。

さらに、まず6ページをごらんいただきたいのですけれども、これは情報公開請求がございまして、当時の研究本部教訓課の職員の担当者でございますが、後に発見されましたイラクの日報が外づけハードディスクにあったわけでございますが、これは個人資料のみが保存されていたという引き継ぎがございましたので、十分な探索をしていなかったというところでございます。ただし、このハードディスクにおきまして、行政文書ファイル管理簿に登録されておりまして、情報公開請求への対応としては、探索が十分ではなかったということが考えられるところでございます。

また、資料の15ページをおあげいただきたいと思います。この情報公開請求につきましては、文書管理者、文書管理担当者、当時の研究本部の総合研究部長及び教訓課長でございますが、彼らの行政文書の管理に関しての指導が十分に行われていなかった。これは例えば情報公開請求があった場合にも、文書がないということ、当時の文書管理者である総合研究部長や文書管理担当者である教訓課長にきちんと報告しないまま、陸上自衛隊、あるいは防衛省内局に報告したということ等々の問題があったということで、反省すべき問題だと考えてございます。

それから、人事教育局長から、ことしの3月に大臣への報告が1カ月、イラクの日報に関しては遅れていたということについての報告をさせていただきます。この陸自国際活動教育隊におきまして、イラクの日報が見つかったところでございますが、これまで去年の再発防止策まではイラクの日報は用済み後破棄ということになってございましたので、十分な探索が行われていなかったということがございました。これまでは日報につきまして

は、保存期間については用済み後破棄等々で、省内で統一した基準は存在していなかったということがございますので、これについても再発防止策を実施しているところでございます。

この1カ月遅れの問題と、そのほか2点につきましては、調査をいたしました人事教育局長より御報告をさせていただきます。

○防衛省 人事教育局長です。よろしくお願いいたします。

お手元にありますこの資料につきまして、御説明をいたします。ただいま官房長から陸上自衛隊の研究本部において、昨年3月に既に日報が発見されてから大臣に上がらなかったということについての調査につきまして、報告、説明させていただきましたが、それ以外に2つの事案が今回防衛省においてございました。

1つ目は、資料の2ページ目「Ⅱ．統合幕僚監部等によるイラク『日報』に係る大臣報告の経緯について」ということございまして、これは「1．経緯」に書いてございますけれども、統合幕僚監部が陸上自衛隊が日報を保管しているということを知ったのは、本年の2月27日ございまして、それはリストとして一覧が上がってきたということございまして。その後、この「1．経緯」の最後なのですけれども、3月2日に実際にイラクの日報が存在していること、その一部を提供されて確認したということです。この3月2日に確認をしてから防衛大臣に報告が上がったのが、3月31日ございまして。この間、約1カ月間、大臣に報告が上がらなかった。これは問題であろうということで、調査を行ったところでございます。

事実関係は、るる書いてございますけれども、簡単に申し上げますと、最後の6ページ目をお開きいただきたいのですが、3月2日に統合幕僚監部がイラクの日報があるということを確認してから、統幕におきましては、ここの「事務方として」というところ以降に書いてございますが、確認されたイラク日報の精査、要は、約1万4,000ページあったわけですが、それを一つ一つ確認をいたしまして、ちゃんと日報の構成になっているかとか、抜けていないか、こういったことを確認しておりました。

また、大臣報告に係る関係部署間の調整、これは統幕としては、直ちに大臣官房文書課にイラク日報があったということを報告してから、どうやって大臣に上げていこうかということ調整しております。大臣報告の内容も含めて調整をしたということで、時間がかかったということございまして。③ですが、陸幕等におけるイラク日報の改めての探索漏れがないかの再確認、ほかにないのかという確認をした。④国会議員からの資料要求や国会での答弁並びに情報公開請求の対応状況の確認といった4つの必要な作業を行った結果、3月31日に防衛大臣に説明することになったということございまして、評価といたしましては、昨年の南スーダンPKO日報問題に係る反省を踏まえ、今回のような事実を認知したのであれば、防衛大臣には時間をかけず直ちに一報するべきであり、適切とは言いがたい対応であるということございまして。

次の事案は7ページ目「Ⅲ．陸上自衛隊国際活動教育隊における『日報』を巡る経緯に

ついて」ということをございます。これについては、昨年の29年2月16日に国会議員から防衛省に対しまして、国際活動教育隊、これは陸上自衛隊の部隊でございまして、静岡県の駒門というところに約90名の部隊がございます。これは国際活動、まさに国際活動をする上で、さまざま訓練とか、いろいろな教育をしている部隊でございます。ここに資料要求がありまして、当時、この国際活動教育隊では十分な探索をしないままありませんということをおえて、それが資料要求という形で、ないということ、その次の日、2月17日に国会の委員会において質問がありまして、その際にも、大臣から、国際活動教育隊には日報は保管されていないということをおえました。その後、さまざまな経緯があるわけですが、日報が結果としては見つかったという事案でございます。

それについて調査をいたしまして、9ページ目の「2. 評価」というところを見ていただきたいのですけれども、平成29年2月16日になされた国会議員からの資料要求において、教育隊では、当時、日報は通常、用済み後廃棄されているとの認識を共有されていたため、十分な探索を行わず、日報を保有していない旨回答したことは適切とは言えないと。

また、その後、特別防衛監察や情報公開請求、これで日報を発見したわけですが、その際に、資料要求に対する回答や国会答弁を改めるための必要な取り組みを教育隊が行わなかったということは適切とは言えないという評価でございます。

次の事案、10ページ目「IV. 航空自衛隊におけるイラク『日報』を巡る経緯について」、これは航空自衛隊においても日報の探索というものが何回も行われておりまして、イラク日報につきましては、その都度、ないということを確認をしていたものですが、結果としてはそれは見つかったということ調査をいたしました。

12ページ目の「2. 評価」でございまして、空幕で発見されたイラク日報に該当する定時報告3日分、これは3日分見つかったということございまして、これは平成29年2月16日の国会議員からの資料要求に該当せず、発見後速やかに対外公表したところであるが、発見までに時間を要した経緯を踏まえれば、保有するイラク日報の把握が不十分であったと言わざるを得ないということございまして、国際活動教育隊も幕僚監部も、いずれもデータとして共用端末なり共有フォルダなり、あとは外づけハードディスク、ここにデータとして残っていたものが探索できなかった、確認できなかったという事案でした。

以上です。

○防衛省 引き続きまして、再発防止策、公文書管理の観点から説明させていただきたいと思ひます。

お手元に「イラク『日報』等の問題に係る主な再発防止策について」、ことしの5月23日付の資料がございますので、それで説明をさせていただきます。

まず1. でございまして、大臣の指示・命令を履行する体制の強化でございまして。これは先ほど申し上げましたが、稲田防衛大臣から、イラクの「日報」を再度探索するという指示があったにもかかわらず、その指示がきちんと明確に伝達されていなかったという問題がございまして、大臣からの指示につきましては、文書で具体的に明記をす

ること、並びに、担当者に伝達するだけでなく、課長、局長等にもきちんと伝達すること。回答も課長等の決裁を得た上で報告するようにすること。あるいは、大臣官房で並行的にその調整状況を監視するようなことではございます。

2. でございますが、電子ファイル化によってよりの確な行政文書管理・情報公開への対応をするということではございまして、今回の防衛省のいわゆるイラクの「日報」も、最終的には約1万5,000ページ見つかりました。それから、去年の7月28日の南スーダンの再発防止策でございますが、統幕に集約化する「日報」につきまして、今、4万3,000件というかなり大部の文書がございます。我々としましては、この情報に関して、情報管理や情報公開に的確に対応するためには、電子決裁システムへの移行を加速するであるとか、あるいは、きちんと対応状況を報告することを徹底させるということで、よりの確に文書管理・情報公開に対応したいと考えてございます。

3. 行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化ということでございます。昨年情報公開査察官を設置いたしまして、情報公開において不存在ということの場合、改めて再度査察するというところでやっておりますが、今後この体制を一層強化しまして、行政文書、情報公開に関するチェック体制を強化するというようにしていきたいと思っております。また、部外の有識者の方から、的確に指導・助言を受ける枠組みを構築するというところでございます。

4. 行政文書管理・情報公開に関する隊員の意識改革ということで、必要な判断力を向上させるための研修を実施すること、あるいは、人事評価の一助とすることも検討していきたいと思っております。

5. 「日報」にとどまらず、行政文書を一元的に電子化し、保有・把握するための体制を検討すること。それから、統合幕僚監部におけるいわゆる「日報」の管理の体制の強化を図ってきたいということでございます。

防衛省からの御説明は以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの防衛省からの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 2点お伺いしたいと思うのですが、一つは、対応策の2. と5. にかかわるのですが、電子決裁の話と行政文書の一元的な電子ファイルによる管理ということは、必ずしもずれている部分もあるので、そのあたりをどう対応するかということをお伺いしたいわけですが、電子決裁システムになれば一元的に管理されているので、1カ所に情報が格納されているということだと思っております。現状の今回結果として見つかったということは、よくも悪くもある種の分散管理を、共有ファイルをしていたからいろいろなところであって、なくなったつもりだったものが実はほかのところがありましたということで見つかったということだと思っております。

そういう意味でいうと、今回の最初のほうでも統幕による一元管理というお話があり、最後、5. でも行政文書の一元的な管理をやるのだといった場合には、今までのような共有ファイルの分散的な管理ではなくて、基本的には集約的にどこかに管理するという方向に行くのか、あるいは、それをやるとすると対象は何にするのか、そのあたりについてもうちよっつと詳しくお伺いしたいということが1点です。

2点目は、1. のところで指示・命令等は決裁をきちんと受けるようにする。これは報告書の中でのやりとりで言うと、情報公開の対応とか、大臣指示が口頭だったので、きちんと対応されなかったり、課長級の決裁を得ていなかったということがあるので、それに対する対応としてこういうことをおっしゃられたと思うのですが、他方、防衛大臣の職務の性格から言うと、必ずしも文書を出してやるというだけのものではないだろうと。いろいろな緊急事態等もあり得ると思うので、そういう意味でいうと、どういう場合をこういう文書できちんとやれという話にするのか。そこもかなりこれは一律ではいかないだろうと思いますので、そのあたりをどのようにお考えかという2点をお伺いできればと思います。

○防衛省 お答えいたします。

先ほどございました、いわゆる電子ファイル化による決裁の問題でございますが、これにつきましては、総理からの御指示もございますので、我々としては電子決裁システムの移行を加速する必要があると考えてございます。

5. と電子決裁でございます。これはまことにございまして、今回の日報につきましても、自衛隊の各組織の中に分散して存在しているということがございました。去年の7月28日におきましては、自衛隊による防衛出動とか治安出動、PKOも含めまして、この日々の報告というものにつきましては、統幕の参事官付に一元化して、ここで管理しようということでございますが、日報以外につきましては、それぞれ文書管理者が管理するという体制でいこうということでございましたが、今回改めて全体の情報公開請求ですとか、あるいは多岐にわたる文書管理を的確に行うためには、文書のデータでございましてかリストを一元化して管理する体制を検討していきたいということでございますので、各所に分散して管理していたものを一元化するものでございます。

大臣の指示でございます。おっしゃるとおりでございまして、刻々と変わっていく安全保障環境の中で、常に大臣の指示が文書によって決裁を経てということはなかなか難しいところがあると思っております。したがって、口頭による指示も出ていくかと思っております。ただ、今回のイラクの日報の再探索指示が、大臣から口頭でいただきました。その指示が的確にそれぞれの組織の末端まで伝わるということがあればよかったですけれども、それぞれ指示を聞いたものが若干取り違えながら、指示が徹底していなかったという問題もございます。例えば、口頭による指示をいただいた後でも、それを文書によって徹底させていく。その他、いろいろなことを考える必要があるかと考えてございます。

以上でございます。

○城山委員 2点目の一元化に関してなのですが、分散型であったものをある種の記録として一元的に何がありますということを管理するということはわかったのですが、そのときに、ある意味では一元的に管理していること以外のものを消せということまでやるのかどうか。例えば今回とは違いますけれども、セキュリティーなどを考えると、一元的にどこかに格納していて、アクセスできる人を制約するとかというほうが、場合によっては、特に防衛省の業務の場合、いい場合もあり得るので、そこまで踏み込むのか、とりあえずリストを一元的につくっておくというレベルの話なのか、そこはいかがでしょうか。

○防衛省 そこもおっしゃるとおりでございます、いわゆる一元化してほかのところは一切持っていないということになりますと、例えばサイバー攻撃を受けたときに、データベースが毀損されてしまうリスクもございますので、我々としては、いわゆる一元化であっても、サイバー攻撃に対して十分対処する必要があると考えております。

また、文書を仮に一元化しましても、それぞれの担当原課で保存する必要があるということであれば、その写しを残しておくことは認めていこうと考えてございます。

○宇賀委員長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今の一元管理の関係にも関連しますが、サイバー攻撃等の対処ということも踏まえて、担当原課においては写しを保存することを認めるということと、きょうの報告書を見せていただくと、統合幕僚監部、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊も含めて、それぞれの任務固有のものはありますから、一元的に管理するといっても、固有のものは固有のものとして必要なものはあるのではないかと思います。

そもそもインターネットが発達してきたというのは、サイバー攻撃等に対処するためには、分散管理で持っているほうが良いという発想で普及してきたことだということで我々は理解しておりますが、統幕における専属体制の強化というところの部分で、電子ファイル化された行政文書の一元的保管、把握ということで、それ以外は写しということにしても、それなりに独自の管理体制というものはあると思うので、そこのところが電子ファイル化されたものを別建ての外づけハードディスクで持っていくのか、それとも紙は紙でまた残すのか。防衛省の場合、図書館のものもありますし、用済み廃棄、例えばイラクや南スーダンの日報は今回の行政文書の管理規則の改正によって10年間保存の後に国立公文書館に移管されるということになりましたが、移管された後も、例えばそれは防衛省の図書館にもあるような形にするのか、戦略的に何か危機対応とか、今後の新たなPKO派遣ということになると、過去のデータがないと作戦計画とか派遣計画を立てられないと思うので、それは独自の自衛隊においてもあると思うのです。私がいつも戦略的な公文書管理というのは、防衛省には特に必要だと言っておるのはそういうことなのですが、単なる一元的管理、電子ファイル化だけで話は進まないような気はするので、そのあたり、端的にどうお考えなのかということでお話しいただきたいのですが。

○防衛省 まず、我々の問題意識でございますが、いわゆる情報公開請求でございますとか、国会議員の方からのいろいろな質問だとか、資料要求に対して、今回、的確に答えることができなかったという問題点は、いわゆるどこにどういう形の関係資料があるかということを一元的に把握していなかった。したがって、探索が十分ではなくて、情報公開請求に向けても不存在である、あるいは、資料要求や国会議員の方からの質問を受けても、それが探索した範囲に存在していなかったということでお答えいたしました。ただ、それが探索が十分でなかったために、結果的にいろいろな組織や機関に実は存在していたという問題がございますので、我々としては、この情報公開請求や国会議員の方からのいろいろな説明要求や質問に対応するためには、どこにどういう文書が残っているかということをしきつちりとリスト化して把握していくことが必要だろうと思ってございます。

また、かなり資料自体が膨大な量に上ってございますので、いわゆる検索もきちんとファイル名をよりの確なファイル名にして、検索も容易にしていくことも必要であろうと考えてございます。これがいわゆる電子ファイル化の問題点でございましたので、我々としては、行政文書の管理という点では、これを進めていかなければならないと思ってございます。

ただ、同時に、一元化するという事の中でのいろいろなリスクは、まさにおっしゃるとおりでございます。我々としてもデータベースが毀損されてしまいますと、いわゆる自衛隊のオペレーション、作戦活動に支障が出てはいけませんので、いかにして一元化をするにしても、サイバー攻撃に対してきちんと対処できるような体制をとっておくことがまず必要だろうと思っております。これがまず第1点でございます。

第2点目でございますが、いわゆる業務の性格から、手元に残しておかないといけない問題が当然出てまいります。この日報は、御指摘いただきましたように、例えばPKOに出ている、日々の活動についての報告でございますので、それを前提にいろいろな教訓、反省事項をまとめまして、新たなPKOに対応していくということも、言ってみれば教育資料、研究資料として使われるものの第一次資料でございますので、これはそれぞれの部署において必要に応じて保管し、必要な業務をする必要があると思っております。ただ、先ほどございましたように、基本的にはハードコピーではなくて電子ファイル化をしていきませんと、その後の検索や情報公開になかなか対応できないということもございますので、時間はかかるかと思いますが、基本的にはハードコピーから電子ファイル化ということは進めなければならぬと思ってございます。

以上でございます。

○宇賀委員長 よろしいでしょうか。

今、お話の出た行政文書ファイル名が非常に抽象的なことが、情報公開請求に的確に対応できなかったり、あるいは防衛省の中で文書を探索するときも、なかなか発見できないことの一因ではないかと思うのです。それについても対応していきたいという話が今、あったのですが、具体的にどういう方向で進める予定でしょうか。

○防衛省 いわゆるファイル名につきましては、よりわかりやすくということで、ガイドラインで示しまして、それぞれの機関に対しまして、ファイル名を改善しなさいということをまず指示しております。また、ファイル名を改善した場合には、それを報告いたしまして、総括文書管理者である官房長に報告することになってございますので、またそこで必ずしも明確性が担保されないのであれば、我々としては是正を求めていくと考えてございます。

○宇賀委員長 井上委員、どうぞ。

○井上（由）委員 ありがとうございます。

電子化の取組として一元管理を進めファイル名のつけ方を改善するというのを伺いました。しかし、情報公開請求や国会議員からの資料要求は、さまざまな切り口、角度からなされます。ファイル名だけで求められる切り口に従った検索ができるかという、そういうわけではないと思うのです。ファイル名だけではなくて、メタデータとしてキーワードをつけるといったことも必要になってくると思います。

また、ファイル名やメタデータのキーワードなどで検索できるようにするほかに、本文をそのまま分析にかけて関連ある文書を探索することが現在のIT技術でできるようになっています。報告書を拝見していると、アナログ的な、人の手を使って検索をするという作業をしているように見受けられます。日々の重要な業務に加え資料要求や情報公開請求などへの対応で膨大な資料の探索を的確に行うというのは、事実上、不可能なのではないでしょうか。アナログでは不可能なことを可能にするようなIT技術の導入が求められていると思います。そうした方向での検討はしておられるのでしょうか。

○防衛省 これも御指摘のとおりでございまして、ハードコピーですと一々人の手で探していく。電子ファイル化すると、ある程度検索は容易になっていくわけですがけれども、御指摘のとおり、ファイル名が不適切であれば検索できない。そうしますと、キーワードを入れていって、それで検索することも考えておりますし、また、最後に御指摘いただきましたように、ファイル名の検索だけでは必ずしも全部網羅するわけではありませぬので、AI的な観点を入れて、本文からそのまま検索できるようにやっていきたいと思っております。また、これは今後のいろいろな制度設計をどうするかということもございまして、究極はそこまで目指さなければならないと思っております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 今回、いろいろな問題が出てきたと考えます。特に記録管理という観点で申しますと、行政運営が適切に行われるために必要な文書が作成される、あるいは、必要な期間の保存期間が付されるということが必ずしもできていなかったのではないかと見ております。

少し事例を挙げますと、この再発防止策の1点目、これは大臣の事例であったので、端

的な例になろうかと思いますが、指示がきちんと文書でもし行われていれば、受けとめる側の理解の違いとか、あるいは伝達の力、回答を引き出す力というものが違っていたのではないかと思います。これは大臣のみにととまらず、幹部の方々、あるいは現場の課長さんの方々においても、同様のことが本来あるのだらうと思います。

もう一つは、4点目の行政文書管理に関する意識改革の問題で言えば、この日報問題、本来どう使われるべきものだったと言え、そういう点を考えますと、例えば三宅先生は先ほど戦略的文書管理が必要だったのではないかという表現をされましたが、私もそういう観点が必要だったとっていて、実際に教訓課であるとか、隊員の教育で使われたり、あるいは戦術、戦略を練っていく上でも、過去の事例が使われるべきものだったのだらうと思います。それが保存期間が1年未満となっていたと。今度は10年以上になりますけれども、しかし、それがどう実際に運用されていくかというのはまだこれからのことであります。

つまり、必要な期間、きちんと蓄積して行って、全体として、それが実は行政機関にとっての知的資源になるというところが大事なのではないのだらうかと。行政機関の知的資源にならないものが、国民の知的資源になるというのはちょっと飛躍でありまして、日本では、この事例でも、私は端的にそこを感じましたけれども、行政の知的資源をきちんと構成するという意識形成、意識の醸成が必要ではないか。その行政の知的資源と国民の知的資源は微妙にずれる部分があるはずでございます。もちろん、その両方がちゃんとカバーされていかなければいけないのだけれども、そういった大きな観点から再発防止を進めていかなければいけないのではないかと考えました。何かお答えいただける点がありましたら、よろしく願いいたします。

○防衛省 まず、第1番目の御指摘でございますが、実はイラク日報の再探索の指示でございますが、受け取った統幕の総括官は当然それは理解しておりました。その次の人間もわかっておりました。ただ、残念ながらその次の人間、それから、部隊の末端に行きますと、これが大臣の指示だということを理解していなかったという問題がございました。仮に大臣の指示だと認識されていれば、本当はそれではおかしいのですけれども、もっと徹底的に探索をしたはずだという話も出てまいりました。我々としましては、これはシベリアンコントロールの観点もございますので、大臣や国会や内閣からの指示については、的確に対応し、その指示を末端まで伝えなければならないということはございますので、特にここは防衛大臣等ということで書かせていただいておりますが、そのようなシベリアンコントロールの観点からは、末端までの指示をきちんと徹底させるようにということで書かせていただきました。

第2番目でございますが、実はイラク、南スーダンの日報でございますが、この日報の定義でございますが、自衛隊の防衛出動や治安出動、あるいは国際活動におきまして、その活動におきまして、その活動している現場の部隊が上級部隊に報告するために、なおかつ上級部隊が大臣等の判断の資とするために日々つくっていく日報、レポートでございま

す。

実は昨年7月の南スーダン日報までは、日報についての取り扱いが用済み後破棄、いわゆる上級部隊に報告をして、必要な資料をつくれれば後は破棄していいのだという整理でございました。しかし、これは現場における生々しい事実が書かれたものでございますので、先ほど御指摘いただきましたように、いわゆる保存期間としては10年、10年たったなら公文書館に移管するというので、第一次資料ということできちんと保管していこうという形になりました。実はこれは昨年7月まではそこまでの問題意識を我々は持っていなかったということも、まさに御指摘のとおり問題点でございます。我々はそれを改めていきたいと思っております。

日報につきましては、これは第一次資料でございますので、それを上級部隊に報告する過程の中で、PKOの活動でございますとか、イラクの活動につきまして、必要な反省事項を抽出して、今後の活動の資にしていくことでございますので、これは日報からまた次のステージに入った形の中で、今、行われているというところでございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今回は日報のことで御報告を受けて、我々も検討するのですが、その中に、防衛省の行政管理規則の新しいものとしては、31条に特定秘密である情報を記録する行政文書の管理、32条では特定秘密以外の公表しないこととされている情報ということで、秘文書の扱いがでございます。特に特定秘密の管理のところでは、特定秘密の内容がわからないような特定秘密の指定の仕方をしなければいけないと。

一方、きょう、お話があったように、検索ファイルのほうはできる限りわかりやすくということがあって、これは結構相互に矛盾するところを持っていて、我々もどういう判断で意見を言っているのか、なかなか悩むところがあって、秘密は漏れないように、しかし、国民にはわかりやすくというところは若干悩ましい。例えばこういう日報も公文書管理の観点から言うと、10年で国立公文書館に移管というときに、非常に重要な国家機密が日報の中にも書かれているとすると、情報公開請求については一元管理でわかっている、恐らく不開示ということで開示されずに、後に国立公文書館に移管されてから、利用請求に基づいて時の経過を踏まえて開示されるという形になります。そうすると、特定秘密なり秘指定文書と公文書の管理を一体として見ておく必要もあろうかと思いますが、その辺、現場のほうでどうお考えなのか、お考えがありましたらサジェスションいただきたいのですが。

○防衛省 まず、我々が今、考えてございます文書というのは、ある意味で特定秘密と切り離して考えているところがございます。いわゆる行政文書として扱われている内部文書の中で、特定秘密に至らないようなものを念頭に置きながら制度設計しております。

例えば日報につきましても、当然公文書館に移管する場合には、我々としては不開示部

分につきましては、明認作業を施した上で移管すると考えてございます。もちろん、今、御指摘がございましたように、やがて公知の事実になれば、それについても開示されるということもあろうかと思えますけれども、我々としては、まず文書の体系としては2つの体系を持って、特定秘については、特定秘のいわゆる国会に対する説明もございますので、そういうやり方でやっていこうと思っております。

○宇賀委員長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、防衛省からのヒアリングはここまでとしたいと思います。

防衛省におかれましては、きょうのヒアリングの中で出されました意見を今後の文書管理の改善を行う際の参考としていただければと存じます。

それでは、防衛省の皆様、御退席いただいて結構でございます。

(防衛省退室)

(財務省入室)

○宇賀委員長 それでは、次に議題1(2)、財務省から今般の事案につきましてヒアリングを行いたいと存じます。まず、財務省から国有地の売却に関する決裁文書の書きかえ事案につきまして、事案の概要及び再発防止策につきまして、特に公文書管理の観点から簡潔に説明をお願いいたします。

○財務省 財務省大臣官房審議官の百嶋でございます。

財務省では、森友学園案件に係る決裁文書の改ざんに関する調査を行ってまいりましたが、先週6月4日月曜日、調査結果を取りまとめました。森友学園等との応接録の廃棄等についても、決裁文書の改ざんと密接に関連をしておりましたので、この応接録の廃棄等についても含めて取りまとめを行っております。決裁を経た行政文書を改ざんし、それを国会等に提出するといったようなことはあってはならないこととございまして、まことに遺憾でございます。また、応接録についても、国会等との関係で極めて不適切な取り扱いがなされていたものと認められました。深くおわびを申し上げます。

それでは、お手元の調査報告書につきまして、主として公文書の管理に係る問題等を中心に、概要を御説明申し上げます。お手元の調査報告書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、これまで「書換え」と申しておったことに関しましては、今回の調査で明らかになりました経緯や目的等を踏まえまして、この報告書では「改ざん」という表現を用いております。

目次をめくっていただきますと、1ページが「Ⅰ. はじめに」、2ページが「Ⅱ. 調査の経緯等」、そして、5ページから一連の問題行為の背景事情を記してございます。そして、9ページから平成29年以降の状況とございまして、昨年2月9日の報道以後のさまざまな状況を説明してございます。

13ページをごらんいただきたいと存じます。「Ⅳ. 応接録の廃棄等の経緯」でございます。応接録には、政治家の関係者の方々と森友学園側との応接録に分けられるわけでござ

いますが、まず、13ページにおきまして、当時の応接録の保存状況のルールについて説明してございます。また、決裁文書についても書いてございますけれども、財務省行政文書管理規則におきましては、一定の行政文書についてのみ1年以上の保存期間を列記しておいたということでございます。森友案件に係る決裁文書につきましても、当該規則にのって、例えば貸付決議の文書でございますれば、運用終了日以後10年、売払決議の決裁文書に関しましては、30年という保存期間が定められていました。

他方、応接録など、当該規則に列記されていない文書については、財務省行政文書管理規則細則に基づきまして、保存期間は1年未満とされまして、具体的な終期は年度末まで、あるいは事案終了まで等と定めることとされておりました。

政治家の関係者の方々との応接録について、14ページの下のところから記載をしてございます。1枚めくっていただきまして、昨年2月以降、この1年未満ということについて、28年6月20日に売買契約が締結されておりますので、この28年6月20日をもって事案終了とするということを財務省理財局のほうで整理をいたしたところでございます。そして、2月21日、国会議員団の先生方が近畿財務局に面会に来られまして、その際に、政治家関係者の方々の関与の有無ということが話題となったことも踏まえまして、その後、理財局総務課長から理財局長に政治家関係者の方々からの照会状況リストを報告したこと、そして、その際、理財局長は、応接録の取り扱いは文書管理ルールに従うものだとの考えであり、総務課長はこれを廃棄の指示だと受けとめまして、理財局の担当室長や近畿財務局に伝達したことなどを記載してございます。

16ページの中ほどからが、森友学園側との応接録についてでございます。2月24日に理財局長より、文書管理ルールを引用した上で、記録が残っていないという旨を国会で答弁をいたしました。17ページに記載がございまして、理財局長はこのとき、応接録の存否を確認しないまま、廃棄されているはずだと認識していたと認められるということが記載してございます。

この後、理財局長から総務課長に文書管理の徹底について念押しがございまして、総務課長はこれを廃棄の指示と受けとめまして、理財局内や近畿財務局に対し、文書管理の徹底を指示したことなどを記載してございます。

18ページからは、廃棄されなかった応接録の取り扱いについて、20ページからは、売買契約締結、28年6月20日以後に作成された応接録の取り扱いについて記載してございます。なお、国会の御審議において、2月13日の応接録が2つあるではないかとの御指摘を受けておりましたが、詳細な交渉記録のほかに、要旨のみに圧縮したものも作成しておりましたので、21ページにおいてその点についても触れております。

21ページの下段からは「V. 決裁文書の改ざん等の経緯」でございます。23ページからをごらんいただきますと、まず、この貸し付けに係る本省理財局の特例承認文書についてでございます。こちらも2月21日の国会議員団の先生方と近畿財務局との面会以降、理財局総務課長と理財局の担当室長から理財局長に報告をした際に、ここでも政治家関係者の

方々からの照会状況に関する記載があるということで、理財局長は、当該文書の位置づけ等を十分に把握しないまま、そうした記載のある文書を外に出すべきではないといったような反応があり、総務課長と担当室長は記載を直す必要があるという認識をしたこと。そして、2月26日に担当室長らが担当課長にも報告の上で作業を行ったことなどを記載してございます。

25ページからは、近畿財務局の決裁文書、売り払い決議の文書についてでございます。26ページをごらんいただきますと、2月27日に理財局長から理財局総務課長と担当課長にしっかりと見るようにといった指示があったということで、これを両者は記載内容を整える必要があるという認識をしたことが記載してございます。

27ページ、3月に入りまして、理財局長との議論を踏まえた書きかえ案といったものが近畿財務局に提示をされ、近畿財務局においては反発もあったということ。そして、29ページに飛びまして恐縮ですが、近畿財務局側には反発があったわけでございますけれども、4月上旬、理財局総務課長から相談を受けた理財局長が、書きかえは必要だという反応であったことから、その後、近畿財務局で作業が行われたことなどを記載してございます。

29ページのその他の決裁文書と申します中には、近畿財務局の判断で添付文書の抜取りが行われたものについての記載などが書かれてございます。

31ページからは、理財局職員が国土交通省と共有していた資料の差しかえを行おうとした経緯について記載してございます。

32ページから、改ざん後の決裁文書の取り扱いについて記載をしてございまして、会計検査院への提出等についても、不適切な取り扱いが行われてしまった。情報公開請求への対応についても、不適切な対応であったということでございます。

34ページから「Ⅵ. 一連の問題行為の総括」でございます。こういった問題行為の目的は、主として国会の御審議において、さらなる御質問につながるような材料を極力少なくするといったことであったと認められます。

38ページからが、問題行為の評価の記載でございます。先ほども冒頭に申し上げましたとおり、決裁文書を改ざんして国会に提出したことは、あってはならないこととございまして、公文書管理法の趣旨に照らしても、不適切であったこと。そして、応接録につきましては、保存期間終了後の廃棄というものは、通常であれば問題はないものの、国会審議等で存否が問題となった後に廃棄を進め、存在しないという旨を回答したことは不適切であったこと。そして、先ほど申し上げましたように、会計検査院、あるいは情報公開請求への対応も不適切であったことを記載してございます。

39ページ以降は、職員の責任についてございまして、財務省の理財局長が方向性を決定づけ、理財局総務課長が中核的役割を担い、理財局の担当課長、担当室長が深く関与していたとした上で、計20名に対する処分内容を列記してございます。

45ページからは「Ⅶ. その他の決裁文書に関する調査」でございます。こういった事案を契機といたしまして、本省と財務局で、平成29年に完了した決裁文書の調査を行いました。

たところ、財務省本省の秘書課で2件、財務局で2件の不適切事例が認められ、計5名に処分等を実施したところでございます。

48ページからは「Ⅷ. 再発防止に向けた取組」でございます。第1点は、国有財産の管理処分手続の見直しでございます。既に本年年初に財政制度等審議会国有財産分科会におきまして「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続等の見直しについて」が取りまとめられておりまして、この中で文書管理についても御指摘をいただいております、行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、意思決定過程等の重要な打ち合わせ記録について、文書の作成・保存の徹底を図ると同時に、決裁文書に編綴する資料や、契約に関して記載すべき内容を明確化し、決裁文書の充実化を図るべきであるということが既に御指摘をいただいております、取りまとめていただいております、この方向で、今、進んでいるところでございます。

また、管理処分手続におきましても、契約金額の公表や見積もり合わせを実施すること等により、公共随契における全ての事案で手続の明確化を図るといったこととされているところでございます。

第2点は、公文書管理の徹底そのものと、電子決裁への移行加速ということでございます。ガイドラインの見直しを行いまして、財務省におきましても、行政文書管理規則、細則の見直しを行っておりますので、これを今後さらに研修等を通じて職員に対して新ガイドライン等の周知徹底、これはもう本当にしっかりと徹底しなければならないとっております。確実な実施を図ってまいりたいと考えております。

これまでの研修は、実務的な課長補佐、係長級向けが中心でございましたので、今後は幹部職員も含めて、しっかりと総合的な研修を行ってまいりたいと考えております。

それから、電子決裁への移行の加速、総理指示を踏まえまして、業務フローの見直しとあわせて進めてまいりたいと考えているところでございます。

電子決裁につきましては、修正等が必要な場合には、決裁を取り直すということを原則とするなど、決裁ルールの見直しを検討したいと考えております。

また、コンプライアンス、内部統制の点でございますけれども、この報告書の37ページをごらんいただきますと、大変お恥ずかしいことではございますが、本省理財局の感覚からすれば、決裁のために必要ではない情報が多く含まれていた文書であったということとか、決裁の本質的な内容が変わるものではないと考えたとか、こういった決裁権限を有する職員が決裁の本質的な内容を変えない範囲の書きかえを行うことはぎりぎり許される対応ではなかったとか、こういう言いわけ、弁明のようなところもございますが、こういったことは許されることではございません。こういったことはコンプライアンス、内部統制という観点で、しっかりと内部統制、コンプライアンスの総合的な態勢整備を進める、そして、仕事のやり方、価値観の持ち方について、総ざらいを行って、財務省として生まれ変わってまいらねばならぬと。その際に、民間企業も含めた内外のベストプラクティス、外部の専門家の御意見をよく踏まえていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いを

申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの財務省からの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 具体的な点でイメージできなかった点がありますので、この機会に質問させていただきます。

45ページ、46ページあたりで出てまいります。電子決裁に当たって、例えば46ページでは、本省に対する電子決裁の調査の結果、約2万件のうち120件について差しかえを後に行っていたというのがあります。その理由は、誤記の修正や正本への差しかえ等とあります。誤記を修正するというのはイメージできるわけですが、正本への差しかえが電子決裁上で行われるというのはどういうことなのかイメージができなくて、具体的な点で恐縮ですが、質問させていただきます。

○財務省 こちらにつきましては、45ページの脚注のところ少し書かせていただいておりますけれども、これも本来好ましいことではないのでございますが、決裁プロセス段階におきましては、対象となる文書の正本が確定しておらなかったものでございまして、確定しておらなくても決裁プロセスとしては適正に進められると判断したものと考えられますが、その正本が決裁完了後に確定したということで、その正本に差しかえたものと見られております。

○保坂委員 御説明いただきましておおよそわかりましたが、正本が確定していない段階で決裁することがもし認められると、今後いろいろな点で影響が出てくるのではないかと考えますので、今回十分検討し、解決すべき点ではないだろうかと考えました。

○財務省 業務フローをしっかりと見直してまいりたいと存じます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 今後の対策のところ、なるべく一元的な文書管理システム、電子決裁の乗っけていくという方向は、それはそれでわかるのですけれども、必ずしも電子決裁に載らない文書の管理の適正性をどうやって担保していくのかということはどういう形なのかをお伺いしたいと思います。

例えばここで出てきた中で言っても、応接録の扱いですけれども、国有財産管理との関係の決裁文書の添付文書のようなものを充実するという話もありましたので、そうすると、あの事例に関して言うと、かなり決裁文書とリンクした形で処理していくことになるのかなと思いますが、必ずしもそういうものだけとは限らないと思いますので、そういうところの文書の適切な管理をどう担保するかというところについて、補足的にお話を伺えれば

と思います。

○財務省 今後は国有財産に限らず、それぞれの意思決定過程の重要な打ち合わせ記録でございますとかといったものについては、これはもうあまねく文書の作成、保存の徹底を図ることが基本かなと考えておりまして、応接録といったものについても、この要件に該当するような意思決定過程の重要な、意思決定過程等の最終的な決定につながるような、また、事後的な事業の実績を合理的に後づけ、検証するために必要な資料というものは、しっかりと1年以上の保存期間を設定して保存していくというように変わっていかなければならないと考えております。

○宇賀委員長 井上委員、どうぞ。

○井上（由）委員 御報告ありがとうございました。

まず一つ、応接録などに関してですが、分散管理で残っていたものを文書管理規則を根拠として廃棄する方向に行ったというようなことが問題です。今回、新ガイドラインに基づいて文書管理規則が改正されました。平時の管理については今回の文書管理規則に基づいてやっていただくのが重要だと思うのですけれども、有事の場合、不正の端緒が見つかったような場合に関して果たして同じでいいのか懸念をもっています。問題が発見されたときには、文書管理規則を曲解して廃棄するということが決してないような体制・ルールが必要だと思います。

もう一つ、今回組織ぐるみで不正が行われ、刑事上の責任が追及されることもありませんでした。公文書管理法に罰則を導入すべきではないかという議論もなされているところでございます。今回、1年以上問題を引きずった末に内部調査に基づきこの報告書が公表されましたが、そこまでは隠蔽が図られていたというのが実情であり、内部調査にまかせることの限界を感じます。

組織内部で、不正を発見する端緒があったときどのような形で生かしていくのかという問題と、事実関係を誰がどのように調査するのかという問題について財務省のお考えをお聞かせいただければと思います。

○財務省 お答えを申し上げます。

まず、有事の場合にどうするかというお尋ねでございますけれども、今回の報告書におきましても、通常であれば保存期間の満了したものを廃棄すること自体、それ自体が問題というわけではないのだけれども、まさにこの国会で御審議いただいている中で廃棄するというのは全くもって不適切ということで、今回、それも処分の根拠にさせていただいておるわけでございます。ですから、そういう意味で明文的なルールということかどうかわかりませんが、一応今後としても、問題化した場合にしっかりと文書については廃棄しないということが求められていくのかなと思います。

不正を発見する端緒ということでございますけれども、今回は不幸にしてといたしますか、報道がきっかけになったという面がございます。報道があった中で、さらに既に捜査も入っているという中でだったものですから、みずから発見できなかったわけでございます

けれども、それはもともと1年未満という取り扱いで文書自体が廃棄をされていたという状況があったわけでございます。端緒が発見されてからは、この復元などもやって、廃棄されたものを一回復元するようなこともやったわけですが、今後につきましては、そもそも保存期間は1年以上に適切な保存期間を設定することによって、しっかり管理をしていくことに尽きるのかなと思っております。

○井上（由）委員　今回は近畿財務局の職員の方から非常に強い反発があったということがございました。組織ぐるみで隠蔽を図ろうとする空気の中で、隠蔽を抑制するきっかけになり得る、良心の声だったと思うのですが、その声を生かせなかったということは大きな問題であったろうと思います。実効性ある内部通報に関する仕組みをどのように整備していくのかということが重要であろうと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○財務省　今後のコンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備の中の大きな一つのポイントになってくると思っております。今、先生におっしゃっていただきましたように、近畿財務局の職員が大変こういう問題を認識して反発をしていたということは、それ自体は、今、振り返ってみますと、調べている立場からしますと、大変誇りに思うわけですが、それを受けとめられなかったということは本当に痛恨であったと思います。

それを受けとめる側として、一人一人のコンプライアンス意識が非常に重要だと思いますが、それをやりながら、一方で、先ほどちょっとごらんいただいたような不正を正当化するような言いわけをみずから言い聞かせていたようなところがあったわけでございまして、この近畿財務局の職員の反発といったようなものを受けとめられる体制、これは大変お恥ずかしい話ではございますけれども、今、民間等でもベストプラクティスとして行われておりますような通報制度、特に国も公益通報制度が整備されておりますので、そういったものをよく職員に認識してもらうことも今回の態勢整備の一つの大きなポイントになると考えております。

○宇賀委員長　よろしいですか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員　今のコンプライアンスの問題に最終的につながるのですが、今回の報告書で見ますと、本省の理財局長の判断がこのまま書きかえをしないで置いておくのは望ましくないという判断で、その部下の方々が事実上、きょうは表現として改ざんと言われましたので、改ざんという言葉をこちらでも使わせていただきますが、改ざんなさったと。

翻って、我々の観点から、これまで我々は一体何をしていたのかという反省の弁も込めてお聞きしたいのですが、そもそも理財局長が判断することに対して、公文書管理法の解釈は、理財局長の最終判断になっているような気がするのです。森友学園案件で、応接録は1年未満保存、事案終了までというのが交渉記録に、ホームページで見ましたら出ておまして、一般の通常の案件であれば、売買契約が成立すれば、大体役所の場合は分割払いなどは認めませんし、大体一括決済ですから、それで大体お金は全部終わりですね。た

だ、今回の場合は、最初が定期借地10年、それを一旦切りかえて、10年間の分割払いの買い戻し特約つき売買契約ということになって、そのケースは過去の例を見ても、1,000件から2,000件のうちの1件だけだということが、理財局長の国会答弁にたしかあったように思っております。そうすると、これは極めて特例のケースですので、今回、財務省の行政文書管理規則を改正していただいた重要または異例な取り扱いということになるかと思うのです。総理夫人も含めて、政治関係者、政治家関係者の実情の表記等もありましたので、その辺のところも含めて特例となると。

なおかつ、報告書にありますように、豊中市議会議員等からの情報公開請求、これは2016年6月にあったということで私は確認しているのですが、それで、理財局長に報告が上がった2月9日の1日前に不開示決定処分取消訴訟として提訴されているわけです。だから、訴訟案件になってから上がったということで、その後、いろいろ改ざんされているわけですが、これも情報公開法の施行令によりますと、これは防衛省の報告書にあったのですが、開示請求書の写しを各部署に交付し、所要の照会等を行うと。これは一般のルールになっておりますので、報告書にありませんが、財務省の場合もそうだと思っています。我々、国民サイドから言うと、情報公開請求をすれば保存期間があっても、訴訟などになった場合は最後までそのまま手つかずに置いて、判断を待つというのが紳士協定みたいな、信義に基づくものだと思っていたのですが、先ほどおっしゃったように、国会での審議、情報公開請求等も含めて、そういうものにもろもろがあつて書きかえ、改ざんをされたということで、これは情報公開法の本意にも反するわけです。

そこからの話なのですが、私は実は旧財務省行政管理規則を10年ぐらい前に認めるときに、確認するときに、これはたしか2011年だと思いますが、別表第1に行政文書の保存期間基準というものがあつて、その備考5に、本表において、1の業務の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当する場合には、その長いほうの期間を適用するというものがありまして、これがあるから保存期間の基準に載っていないものも、なるべく長いほうに合わせて保存されるのではないかと信じ込んでいたわけです。

これがあるから大丈夫かなと思っていたのですが、先ほど言いましたように、本件は10年の分割払いと8億円の値引きということで、私は昨年3月の時点で、2月の時点から3月にかけてこの報道を受けたときに、恐らく8億円の値引きというのは、歳入、歳出に関する文書だから、保存期間基準によっても説明資料は最低5年ということになると、かなり大部なものを残しておかないといけない。しかも、10年の分割払いが途中でこのごみの埋蔵のことについて損害賠償請求でもされて、売買契約の錯誤無効とか詐欺の取消とかということになると、非常に訴訟資料としても残しておくというのが我々法律家の感覚で、当然残っているべきだろうと思っていたのですが、1年未満保存で、事案終了で、通例の取り扱いである一括弁済のような取り扱いで、直ちに廃棄というようなことが、この報告書の中では、不適切けれども、違法とまでは書かれていない表現になっているのですが、私が見ると、保存期間の先ほども見ました備考の5から見れば、極めて無理筋だったよう

に思うのです。

そのときに、先ほどの公文書管理と内部通報の問題が絡むのですが、理財局長のそういうトップとしての判断に対して、他の部局なり、公文書管理ないし情報公開のほうから、これにストップをかける、もしくは反発して幹部職員にも相談というのが43ページにあるのですが、これは本省の別の部署につながるようなシステムになっていなかったのかどうか。つまり、理財局なり、さまざまな局の縦割りの中で公文書管理が扱われて、役所の中でも局を横断して情報公開や公文書管理について適正なアドバイスをするような体制になっていなかったのかどうか、その辺を我々の今後の提言のためにも必要なので、忌憚のないところをお話しいただきたいのです。

○財務省 まず最初に、なぜ1年未満と設定していたかというところ、今となっては弁明みたいな話になって恐縮なのですが、当時の考え方としましては、国有地の売却等に係る重要な経緯を含めまして、意思決定過程の後づけや検証のために必要な内容については、最終的には決裁文書の中に、決裁文書の形で組織の意思決定として集約されて、そういうこともあって今回決裁文書も改ざんされてしまったわけですけれども、集約されていくという考え方で、そのもとになった応接記録については、当時の考え方としては1年未満、そして、それが事案終了次第というような設定にされていたということと考えられるところでございます。これがよかったかどうかというところは、大いに反省すべきところがあると考えております。

そして、今先生がおっしゃいました、ほかの部局に、例えば官房なりに相談ができるような仕組みになっていないのかということなのですけれども、確かに先ほど御指摘もいただきましたような公益通報のチャンネルなどに通報がありますと、外部窓口から官房の監察部局にこういうことが起こっているぞという話があるようなチャンネルはあるわけでございます。そういうチャンネルではなくても、官房の文書を担当している部局等にこういうことはいいのかという問い合わせを、あるいは情報公開部局に問い合わせをするということも考えられたかもしれませんが、残念ながらなかなか今までそういった文化と申しますか、そういうことが行われていなかったということが、一つ本当に大いなる反省点だったかと思えます。

今後、政府全体で御検討いただいておりますいろいろな態勢整備等の検討を受けて、監査の体制と申しますか、公益通報でなくても、内部でそういう相談を受けとめられる体制といったものを整えていくということも、一つ重要なポイントとなっていくと考えております。

○三宅委員 もう一点、決裁文書の関係と研修、それから、懲戒処分の基準等にもかかわるところなのですが、今回の報告書で、先ほど46ページのところにありますように、事後的に誤記の修正や正本の差しかえ等の範疇ということで、正本の差しかえについては、先ほど保坂委員からお話のあったところですが、この報告書を見ると、例えば電子決裁システムを導入して、決裁完了は全く動かさない。ブロックチェーンのようなものを導入し

てということはいろいろ議論されているところですが、これを見ると、その後も事実上の補正なり修正なりをしなければいけない形のものもある。もちろん、大幅な書きかえになれば改めて決裁をし直すというルールを明確にしなければいけないのはともかくなのですが、そうだとすると文書の更新の避けられない字句修正があるとすると、文書更新の決裁ルールの見直しというのは、具体的にどうあるべきなのかということも考えないといけないと思っています。今回、電子文書については2万件を検討していただいて、そのうちに124件で、4件が不適切だと。120件は適切な決裁の修正なり補正だという手続にすると、今後の電子決裁の文書の更新ということについて、今回の結果を踏まえて、どういう電子決裁システムを入れていくべきか。つまり、決裁したら一切変えられないのか、変えるとして、どういう形のものをつけ加えるのかということが一つです。

それから、先ほどのことにも関連しますが、その過程で情報公開請求や国政調査権の発動等、資料要求がある場合に、決裁が若干変えられるとすると、どのレベルの決裁完了文書を対象文書として資料提供するのかですね。先ほど言いました情報公開法の施行令によれば、開示請求があったらその時点におけるものということがその法律の建前になっていますので、それとの連動で電子決裁ルールをどう考えていくのかという点を一ついただきたいと思います。

それが恐らく、先ほどもお話がありましたが、今回は刑事罰にはなりませんでしたが、およそ改ざんされた文書を国会に提出して、それによって国会で審議をしていただくということは、個別の文書の偽造、変造、虚偽公文書作成のレベルを超えて、およそ民主主義の根幹にかかわる政治システム全体の問題としては極めて重要な問題だと思っています。その辺は、今の財務省の懲戒処分等の規則に、何かそういうものについてやってはいけないことのルールがあるのか、それとも、今後必要なものがあるのか、何かお考えになることをいただきたい。

さらに、それを踏まえて、そういうルールを研修の中でも役立てていただく。私も弁護士会の会長をやったときには、会長就任時にすぐセクハラ研修というものを受けまして、昼飯を食べながらビデオをずっと見るなどの例もあるのですが、政務三役も含めて、トップから行政文書管理研修というものをどう考えたらいいか、何か御意見がありましたらいただきたいと思います。

○財務省 まず、電子決裁システムでございますが、私どもの立場から今回の事案を振り返ってみますと、何も偉そうなことは言えませんが、本当に一切書きかえができないようなシステム、50ページに書かせていただきましたけれども、修正等が必要な場合には取り直すというような決裁ルールでいくしかないのではないかと考えておるところです。

一方で、電子決裁のシステムを今後総務省、内閣官房のほうで見直していかれるかと存じますけれども、そのときに、余りに事務が非効率になってはいけないというような御視点もあるやに聞いております。ただ私どもとしては、本当に50ページに書かせていただいた気持ちが今の率直な気持ちでございまして、一回終わったものは取り直しということ、

今回も単身赴任届の取り扱いとか、住居手当の取り扱いなどで、取り直していたのでは1カ月分出ないとか、そういったことを恐れて差しかえたようなケースがあったようでございますけれども、こちら辺は本来は取り直していくというところに行くのではないかと考えているところでございます。

開示請求があった場合には、その時点のものを残すというのは、もうこれも私どもが偉そうに言えるものではございませんで、その信義に従っていくということに尽きるのではないかと考える次第でございます。

今回、これも申し上げたところで全然御評価いただけるような部分では当然ございませんけれども、19ページに少しございますが、職員も応接録というのは事案終了で廃棄してしまっているのかどうかというところについては、必ずしも認識は1つではございませんでした。その中で残っていたものもあったということでございまして、この29年3月以降には、職員を刑事告発するというような動きが報道され、さらに、5月からは地裁に対して証拠保全の申し立てが行われるに至りまして、それ以上の廃棄はさすがに行われなかったということが今回の調査で明らかになったところでございます。

研修については、本当に幹部も含めて、コンプライアンス、内部統制というのは幹部が一番かなめにならなければいけないところでございますので、政務の立場については私どもからなかなか申し上げるわけにはまいりませんが、幹部につきましては、先日もセクハラ研修を実施されたところでございますけれども、公文書管理につきましても、本当に総合的なコンプライアンスを含めた研修を行ってまいりたいと考えております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 一つは、今のやりとりの確認なのですけれども、きょうの御報告の報告資料で言うと50ページに決裁ルールの見直しを図るということで、これは具体的に何を見直すのかということなのですが、今も議論がありまして、電子決裁で処理したもののうち、4件のうち2件の話ですか、結果としては、現状のルールでも問題があるという認定をされているのだと思いますけれども、そうすると、現状のルールでも問題があるのだとすると、逆に言うと何を変えるのかです。それはルールなのか、物理的に修正ができないということに電子決裁のシステムをするのかです。ただ、それをやってしまうと、誤記の修正や差しかえ等も形式論で切ってしまうとなかなか難しいのかなと思うので、具体的に見直しということは何を意図されているのかをお伺いしたいというのが一点です。

もう一点は、これはある意味では今回の財務省さんの話というよりは、むしろ電子決裁システム全体の話になるかもしれないのですけれども、例えば22ページに書かれているように、実際には電子決裁といっても紙媒体で一通り承認をとって、その後電子決裁で流している場合が多いですと。添付文書もほとんど見ていない場合も多いのですよということを書かれているわけですが、これをどう考えるのかというのは両面あるのかなと。つま

り、ここまでやった上で通した、電子決裁された文書を書きかえるのはけしからぬということは、当然一つの議論としてありまして、それは重要なのですが、他方、意思決定の記録をきちんと残すという趣旨からすると、稟議をかけていったときにいろいろな段階でいろいろなチェックがかかって微修正をしていくということは、むしろチェックがかかっているのが望ましいという側面があるので、むしろ本来はそういう修正をきちんと残したほうが、後々のためにもいいのではないかという気もするわけです。

そうすると、一回上に上がって修正がかかると、もう一回一からやり直し、戻すのがいいのか、例えば稟議の決裁の段階での途中修正は残す必要はあるのだけれども、それを踏まえてちゃんと継続的な形で文書を残すほうがいいのか、そこは考え方としてはいろいろあり得るのかなと思うので、そのあたり、もしお考えがあればお知らせいただければと思います。

○財務省 まず、電子決裁システムの利用に当たっての御指摘の点は、私どものほうの業務フローの見直し等に係る部分かと存じます。これに関しましては、まだこれからという面はあるのでございますが、例えば決裁の添付書類について、本当に必要なものに絞った上でPDF化するのであるとか、もう少し編綴する添付資料については差し支えない範囲で簡素化することができないか、意思決定過程を検証するために必要なものを簡素化しては全く趣旨に反するのですけれども、添付書類のPDF化で大変だということがよく言われますので、そういったことについては、真に必要な添付書類に絞り込んでいくとか、あるいは既に電子媒体化されたものを取り込んでいくとか、そういった工夫といたしますか、見直しが必要になってくるのではないかと考えております。

後半のほうの御指摘に関しましては、取り直すケースもあれば、私もシステムの見直し上、どのような御検討を進められるのかというのは承知していないところがございますけれども、例えば誰がこれを直したというものが残っていくということも、その理由、なぜこう直したかというのが残っていく過程も、それはあってしかるべきなのではないか、後の検証のためにも非常に重要なのかなど、感想めいたことで恐縮でございますが、そういったシステムの設定の仕方もあるのではないかと存じます。

○宇賀委員長 井上委員、どうぞ。

○井上（由）委員 今回の報告は内部調査によるものです。今後の再発防止策を検討する上で伺っておきたいのですが、報告書の4ページの⑥を見ますと、今回、調査は複数の職員から聞き取りを行ったが、詳細な事実関係を特定することは必ずしも容易でなかったという記述がございます。内部調査では、外部の目も入っておらず、強制的な権限もありません。事実関係を解明する上で内部調査の限界というものを感じられたかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

もう一点、先ほど三宅委員から御質問があったところでありますが、今回の懲戒処分のレベルといたしますか、それについてどうお考えなのか、そもそもそういった基準があるのかどうか。それから、今回の処分の重さについてどうお考えなのか、お聞かせいただければ

ばと思います。

○財務省 お答えをいたします。

まず、内部調査という御指摘でございますけれども、今回の調査につきましては、大臣官房の人事当局が中心になって処分を行うことを含めての調査を行っているものでございます。その中での聞き取り調査ということでございますし、一般に監察制度はそういう不祥事案件があったところで、一番詳しい内部の人事担当部局が処分権を背景にやるのが適切であるということで設けられた制度、さらに、今回のやや特殊な事情でございますけれども、捜査当局の捜査が入るという状況でございましたので、当然財務省としては、捜査当局に全面的に協力をする、最大限の協力をするという中で、その影響を与えないようにということで進めたものということがございます。したがって、そういう意味では、並行して進められているものでございますので、私どもの聞き取りに対しても職員からは率直な答えが得られたのではないかと考えております。

したがって、内部調査の限界というお尋ねがございまして、財務省としては、最大限のものが今回調査結果としてお示しすることができたのではないかと考えております。

懲戒処分のレベル感ということでございますけれども、懲戒処分につきましては、人事院のほうから懲戒処分の指針が通知をなされておられるというのは御案内のとおりだと思いますけれども、それを踏まえて非違行為の対応でありますとか、動機、関与の度合いといったものを勘案しながらやっております。

今回につきましては、他方で、先ほど申し上げたように捜査当局の捜査があったということで、今回は不起訴処分ということでございましたけれども、そういったものの結果、それから、こういった公文書管理関係の非違行為に対する過去の他省庁も含めた上での処分事例といったものを勘案した上で、量定をさせていただいたところでございます。

○財務省 補足させていただきますと、今回なかなか人事院のガイドラインにそのまま適合させるのが難しい面がございましたけれども、今、説明申し上げましたように、他府省の文書関係、文書管理関係の過去の処分事例を拝見させていただきまして、それと比べて今回のこの事案の重大性に鑑みまして、重く処分を行ったということでございます。

○財務省 調査のところをもう一回補足させていただきますけれども、先ほど申し上げたように、処分を背景にやっております、最大限の努力はしているわけですが、そうはいつでもこの事案の中で、個々の職員にとっては受けとめが違うものもあるものですから、そういう意味では、報告書にも書かせていただきましたけれども、相互にやや違うような発言と聞き取り内容などもあったというのは事実でございますので、そこは念のため発言させていただきます。

○宇賀委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、財務省からのヒアリングはここまでとしたいと思います。

財務省におかれましては、きょうのヒアリングの中で出されました意見を、今後の文書

管理の改善を行う際の参考としていただければと存じます。

それでは、財務省の皆様、御退席いただいて結構でございます。

(財務省退室)

○宇賀委員長 次に、議題1(3)、前回の公文書管理委員会から今回までの間に総理から公文書管理についての御指示がございましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○畠山課長 資料3-1及び資料3-2をごらんいただければと思います。

この間、総理からの指示というもの、発言としまして、2種類出てございまして、まず1つ目、資料3-1でございすけれども、この決裁文書の、当時書きかえと言っておりましたが、その事案について、そういう事実関係があったことを認めたことを受けまして、3月23日に閣僚懇談会における総理大臣の発言、指示ということがなされたものでございます。

具体的な内容といたしましては、4つ目の○でございすけれども、次の事項に直ちに取り組んでほしいということでありまして、幹部職員が先頭に立ち、4月からの新ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用する。

2つ目、更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速するということでございます。

その次の○でございすけれども、今般の決裁文書の書きかえ事案について、事実関係の調査、解明を進めている。その解明を踏まえ、さらに問題点を洗い出し、公文書管理のあり方について、政府を挙げての見直しを行いたいというのが3月の時点での総理の発言でございました。

続きまして、3-2でございすけれども、これは財務省及び防衛省の調査結果というものが出たことを受けまして、先週火曜日に行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議というものを立ち上げまして、その際に総理から発言があったということでございます。

具体的な内容といたしましては、4つ目の○の部分でございすけれども、1つ目が公文書に関するコンプライアンス意識の改革を促す実効性のある取り組みの推進、2つ目が行政文書をより体系的・効率的に管理するための電子的な行政文書管理の充実、3つ目が決裁文書の管理のあり方の見直し、電子決裁システムの移行の加速について、早期に実施・実現するよう、全力で取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

こういう方針をもとに、これから具体策を1カ月程度でできるものからまとめていきたいと考えてございます。そのためにも、各先生方から御意見をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。今後の検討課題も含めて、積極的に御意見をいただければと存じます。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 先ほどの質疑の中でもあったことかと思うのですが、最初の3-1ではそれほど明確ではありませんでしたが、3-2に書かれていることで、梶山大臣に対してはというところである2ポツのところですね。行政文書をより体系的・効率的に管理するための電子的な行政文書管理の充実というところを具体的にどう書くかというところが一つ重要かと思えます。

もちろん、電子決裁の話というのは、ここの3ポツでもありますし、最初の総理の発言の中にもあるので、これも重要であることは確かですが、それだけではなくて、より幅広く電子的な文書管理をどうするのか。ここは両面あって、一つは、今回課題になったような大臣指示だったり情報公開請求に対して適切に対応できるということと、きょうも御議論があったような戦略的な情報管理といいますか、業務のためにもきちんと行政資源として活用していくことが大事なので、この部分で何が考えられるかというのは中長期的にすごく大事なテーマではないかと思いました。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 公文書に関するコンプライアンス意識の改革を促す実効性のある取り組みの推進というところが、先ほどの財務省のお話でも、懲戒処分については、これまでの人事院の非違行為を参考にしたり、公文書管理関係の他省庁の処分事例を踏まえたということですが、先ほど私の質問の中で少し説明いたしました、今回は改ざんされた文書でもって1年間国会審議を引っ張ったということは、刑事罰における公文書の偽変造や虚偽公文書作成よりもかなり重い、民主主義の根幹にかかわることですので、こういうことがあれば免職になるぐらいの厳しい処分基準みたいなものを考えていかないと、コンプライアンスの意識の改革に効果的な実効性のあるものにはならないのではないかと。

もしそれができないとしたら、これは公文書管理法の改正も見直しに含めてという総理大臣の発言が新聞報道等にありますが、刑事罰のようなものの、刑法とは別の観点から考える余地もあるのかもしれませんが、先ほどの電子決裁のルールとか、今回の公益通報の問題とか、内部での反発の受け皿がなかったような問題、これは内部統制の問題としてまずはきっちりつくっていくべきことが、この意識改革の実効性のある取り組みの推進にかかわってくることだと思います。それを踏まえて具体的な幹部研修の中に生かしていく方法になると思いますので、その辺は総合的に検討する必要があるのではないかと考えております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上（由）委員 今回は組織ぐるみで不正が行われており、非常に深刻に受けとめております。それなりにしっかり内部での調査がなされたと理解いたしましたけれども、内部

調査で足りるのかということ、やはり考えなければいけないと思っております。

不祥事の端緒が見つかった場合、外部から調査に入ることができるようなシステムを実効性あるものにする必要があると思います。公文書管理法9条3項及び4項で一定の実地調査の権限が与えられていますが、今のところはそれがうまく働いているような体制にはなっていないので、見直していく必要があると思います。

また、仮に刑事罰を導入せず内部の懲戒処分に対応するということになりますと、今後、同様の事案が生じて、今般の事案での処分が事実上前例として量刑の基準となってしまう可能性があります。しかし、三宅委員のご発言にもありましたように、民主主義の根幹を揺るがすような不正な行為です。それにふさわしい懲戒処分の基準のようなものを策定する必要があると考えております。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 今回の森友学園案件、あるいはイラク日報の関係で、さまざまな点が出てまいりました。文書の改ざんや廃棄、隠蔽等、また、廃棄したと言われていたものが後に別のところから発見され公表される等々、記録管理やアーカイブズの観点で言えばかなり深刻であって、基本的な文書の管理台帳自体がちゃんとできているのかということになって、それがもしできていないとすれば、基本的な公文書管理ができていないというのが私たちの常識でございます。そういう意味で、かなり深刻な事態であると受けとめております。

また、実際に出てきた文書や行われた事案を見てまいりますと、その文書や記録に関して、国際的な標準では、真正なものであることが求められるとか、信頼性がある文書であるとか、添付物を含めて完全な状態になっていることが求められる、あるいは利用しやすい、そういったような条件が国際的な標準の中では意識され、それを確保する中で公文書管理の記録管理の水準を上げてきている。そういう体制にございますが、そのように上げていくめどがどうあるのかというところが、まだ私としては足りないのではないかと考えています。

これはこれまでの公文書管理委員会でも出てきた件であり、5年後見直しのところで既に一度話が出ましたけれども、海外では国立公文書館などが専門家を使って、その行政機関に対し基本的な記録、アーカイブズの管理を指導監督するというところを行ってきております。その人員体制たるや、イギリス、アメリカ、フランス、オランダ等、微妙な違いがありますが、大きく言えば同じようなやり方で監督指導に入ることになってはいますが、日本の10倍から20倍の人員を配置して、それをようやく確保してきているという歴史がございます。昨年の2月の公文書管理法5年後見直しの対応の中で、日本でもそのような専門家を養成し配置していくということが確認されましたけれども、4年のプランの中でそれが進められていくということで、現在それがどう進んでいるのか、心配しているところでございます。ぜひ、そういった専門家を使っていく体制、それから、国際標準等も

意識し、それにキャッチアップしていけるような体制、そういうことが目指されないと今の状態からは脱却できないのではないかという感想を持っております。

記録管理、アーカイブズ管理の立場からの意見を述べさせていただきました。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 きょうは電子決裁システムのほうにかなり特化していろいろ質問していたので、もう一点、言わなければいけないことがあると思いましたが、防衛省は、去年の特別防衛監察を踏まえて、かなり再発防止についてのある程度の具体的なところが出ていたように思いまして、例えば行政文書管理・情報公開について、監察を担当する組織の新設ということで、大臣官房文書課に情報公開査察官を設置する、これは事防衛省だけではなくて、ほかの省庁にも応用できるのではないかと思ったりしております。

その中で、部外有識者からの指導・助言を受ける枠組みがもし構築できるとすると、これも大変大事なことで、これはほかの省庁とも兼ね合いがありますし、先ほどの財務省で、近畿財務局での現場の不満、異議を受けとめられなかった財務省全体の、どこの部署にといったときに、今回調査をされたのは大臣官房の人事担当部局ということでしたが、あるいは、大臣官房付の審議官のようなレベル感で、そういう組織なり幹部を置いていただくのか。あるいは、それを踏まえて、先ほどの保坂委員のお話にあるように、国立公文書館との連携のもとで、私がかねて公文書管理法ができたときに公文書管理庁のようなものを本来考えていたという話もいろいろなところでしておりますけれども、いわば、私はそれ以下に横串ということですが、それぞれの大臣官房なりなんなりに、各省庁にいらっしゃるとして、それに公文書管理の観点から、まさに国立公文書館などと連携して、いろいろな公文書管理の適正なあり方を省庁横断的に指示し、指導していく枠組みみたいなものも必要になってくるのだろうと思います。

そういうことも踏まえて、防衛省の中では、日報についてという留保つきですが、行政文書管理・情報公開等に熟達した隊員OBの非常勤職員としての活用等というので、かなり体制の充実についての具体的なところもありますので、今後その辺をもう少し具体的に御紹介いただきながら、今後の日本における公文書管理の体制として、我々はどの程度まで現在の政治状況も踏まえながら提案できるのかを御提言させていただく素材としていただければいいと思いますので、防衛省の再発防止策は1年以上お考えになっている部分がございますので、資料としてもいただければと思います。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

防衛省、財務省からのヒアリング及び総理指示についての御議論におきまして、きょう、委員の皆様から多くの御意見をいただきました。本日のこの時間では議論が尽くされていないところがございますので、次回も引き続き議論していくこととしたいと存じます。事

事務局におかれましては、きょうの議論で出されました意見を含めて整理し、次回の公文書管理委員会に提出いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に議題2、参議院財政金融委員会からの意見の求めにつきまして、私から御報告させていただきます。4月12日の参議院財政金融委員会に公文書管理委員会委員長の立場で政府参考人として出席を求められました。その際、大塚議員より、公文書の中に「参照」や「別紙」と明記されている文書は公文書の一部かという御質問がございました。財政金融委員会におきまして、私からは、一般的にそのような記載があるということは、参照メモや別紙が公文書であることを推測させる有力な手がかりとなる。ただし、参照メモや別紙が公文書に添付されず、決裁時に口頭で説明したのみであり、その後に廃棄してしまったということであると、組織としては共有されたことにならない。実際にその公文書に添付されて一体となっていたかがポイントである。その旨をお答えしたところです。これは一般論としてお答えしたものであり、当日の財政金融委員会の質疑で触れられていた財務省の決裁という個別の文書を念頭に置いたものでございませぬ。また、当然ながら、財務省その他の関係行政機関と事前に調整したものでもございませぬ。

この質疑応答につきまして、大塚議員からは、公文書管理委員会としての公式な見解を改めて書面で御提出いただきたいの御発言があり、その見解につきましては、資料4により、先日持ち回りで委員各位に諮らせていただいたところでございます。

その後、書面につきましては、事務局を通じ、5月22日に財政金融委員会の理事会に提出しておりますので、この場をもちまして、御報告をさせていただきます。

ただいまの私からの報告につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で第64回「公文書管理委員会」を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございました。